

カルタヘナ議定書 COP-MOP8 の主要な決定の概要

(1) 議定書の実施及び効果のレビュー

議定書第 35 条において、締約国会合は少なくとも 5 年ごとに議定書の有効性について評価を行うこととされており、今次会合では、締約国から提出された第 3 次国別報告書に基づく評価が、戦略計画 2011-2020 の中間評価と合わせて行われた。評価結果から、議定書の実施のための法的・行政的・その他の措置については、約半数の締約国のみしか導入できていないことが明らかとなったことから、戦略計画の残りの期間において、法令の整備などに関連する目標に対応することが決定された。

(2) リスク評価及びリスク管理

LMO の輸入に係る決定に先立ち実施することが求められているリスク評価（議定書第 15 条）に関して臨時の専門家会合により策定されたガイダンスが報告された。また、他の機関や締約国が有するものも含め、既存のガイダンス文書では対応できない課題の把握及び解決方法に関する提案の整理等を実施するため、オンラインフォーラムを延長することが決定された。

(3) 社会経済上の配慮

LMO の輸入について決定するに当たり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす影響に関する社会経済上の配慮を自国の国際的な義務に即して考慮することができるとする議定書第 26 条に関し、技術専門家グループでの議論を延長し、ガイドラインについての作業を行うことが決定された。

(4) 名古屋・クアラルンプール補足議定書

本補足議定書については、これまで 36 か国及び欧州連合が締結している（発効には 40 か国の締結が必要）。本補足議定書の発効及び実施を早期化するため、啓発向上活動の実施、能力開発に関する資料の作成が重要である旨が確認され、それに向けた取組を進めることが決定された。